

福島県公安委員会公告第3号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和6年4月9日

福島県公安委員会

1 講習日時

令和6年10月28日（月）から同月30日（水）までの3日間

2 講習場所

福島県福島市北矢野目字檀ノ腰6番地の16

サンライフ福島（電話024-553-5529）

3 受講定員

10名

4 受講対象者

法第2条第5項の業務に係る講習の受講を希望する者

5 受講申込手続等

次により受付を行うが、受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者数が定員に達したときは、その後の申込みについては受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(1) 申込受付期間

令和6年9月9日（月）から同月13日（金）までの5日間

（午前9時から午後4時までの間）

(2) 申込場所

福島県内の各警察署

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(3) 申込書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

受講申込書に写真（6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1葉を貼付すること。

(4) 受講手数料

ア 手数料

39,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、納付された受講手数料については返還しない。

6 講習内容、修了考査等

(1) 講習内容

法その他機械警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関することなどについて、22時限行うものとする。

(2) 修了考査

講習の最終日に修了考査（5 枝択一式40問の筆記試験（修了考査時間100分間））を実施する。

(3) 集合時間等

受講者は、筆記用具を持参の上、受講する講習初日の午前8時30分までに前記2に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。

7 その他

(1) 発熱者や体調不良者等については、受講を認めない場合がある。

(2) 本講習に対する問い合わせは、福島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全指導第一係（電話024-522-2151（内線3313・3314））に対して行うこと。